

奨学生規程

1. 奨学生の義務

- (1) 学習状況報告書及び生活状況報告書を年 4 回(4・7・10・1 月の各月末日)提出すること
- (2) 経済状況報告書及び成績証明書の写しを年 2 回(4・10 の両月末日)提出すること
- (3) 卒業時には、別途指定される書類(卒業総括、進路報告書、卒業証書の写し)を提出すること
- (4) 次の場合、直ちに届け出ること
 - ① 登録事項(住所・電話番号・メールアドレス・緊急連絡先など)を変更するとき
 - ② 退学、停学、留年、転部転科、転学、留学、復学、休学及び長期欠席するとき
 - ③ 最短修学年で卒業できないことが確定したとき
 - ④ 他団体からの奨学金の併給、学費免除などの特待生制度を受けるとき
- (5) (1)～(4)の報告書や届出は当財団が提供するフォーマットを使用し、ウェブサイト上の送信フォームやメール等いずれも指定の方法で行うこと。但し証明書や追加資料など原本の提出を求められた場合には郵送にて行うこと
- (6) (1)～(4)の提出や届出が定められた期限内に履行できないと予見されるときは、その理由と提出予定日を通知すること
- (7) (1)～(4)の提出や届出の遅延が、正当な理由(事故・疾病・天災など)に起因し、当財団が必要と判断した場合には適宜それを証する書類の原本を提出すること
- (8) 当財団が主催・共催・助成している行事等への参加依頼、あるいは当財団ウェブサイト等への寄稿依頼があったときは協力すること(奨学生の意向に反するものは強制されない)

2. 奨学金給付の一時停止

- (1) 上記 1 の「奨学生の義務」に記載された事項を怠ったとき
- (2) 留年、休学及び長期欠席をするとき
- (3) 停学処分を受けたとき
- (4) 提出物や届出書に虚偽が発見されたとき
- (5) 学業成績が著しく不振であるとき
- (6) 正当な理由なく、当財団からの重要な連絡に対しメールの送信日から起算して 7 日以内、もしくは指定された期限内に応答または是正をしないとき

3. 奨学生資格の喪失

- (1) 上記 2 の事由により奨学金給付が一時停止され、正当な理由なく当財団からの通告や要請メールの送信日から起算して 7 日以内、もしくは指定された期限内に応答または是正をしないとき
- (2) 奨学金給付の一時停止処分を 2 回受けたとき

- (3) 学籍を喪失する処分(退学・除籍・放校など)を受けたとき
- (4) 退学するとき
- (5) 奨学金の受給事由がなくなり、奨学生から辞退の申し出があったとき
- (6) 学業成績の著しい不振により成業の見込みがないと判断されたとき
- (7) その他、偽計による不正受給など奨学生として不適当な事実があったとき

4. 奨学金受給の原則

- (1) 奨学金は年額計 84 万円(毎月 7 万円)が奨学生本人名義の口座に給付される
- (2) 奨学生として採用された在籍大学または大学院の最短修学期間に限り給付される
- (3) 奨学金は給付であり返還の必要はない
- (4) 他団体からの奨学金の併給は認められる
- (5) 在籍校内での転部、他大学への編入や転学を行う場合には、事前にその理由や経緯を申し出ること
- (6) 在籍校を一時休学し長期の海外留学を行う、もしくは海外の大学または大学院へ転籍をする場合には、事前にその理由や経緯を申し出ること
- (7) (5)及び(6)については、奨学生本人の申し出を基に、改めて当財団にて審議が行われ奨学生資格の継続の可否が決定される
- (8) 偽計による不正受給が発覚した際には、奨学金の一部または全額の賠償を請求されることがある

5. 補則

- (1) 本奨学生規程は 2021 年 3 月 1 日より施行し、改定される際は事前に告知する
- (2) 奨学期間終了までの奨学金の減額はしない